

宗教法人カトリック福岡司教区ハラスメント防止基本宣言

I.カトリック教会とハラスメント

【カトリック教会の使命】

カトリック福岡司教区（以下、「福岡教区」という。）は、日本社会では宗教法人法による宗教法人であり、カトリック教会の信仰に基づいて福音宣教する宗教団体です。福岡教区は、カトリック教会としてキリストが望まれる教会共同体建設を目ざし、弱い者の側に立つキリストの生き方に徹底的に従う教会のあかしを目に見えるものにしていく努力をしています。

【キリスト信者の義務】

カトリック教会に属するすべてのキリスト信者には、「それぞれ固有の立場に応じて、聖なる生活、教会の発展及び絶えざる聖化の促進に尽力しなければならない」（カトリック教会法 第 210 条）という義務があります。

【カトリック教会の中でのハラスメント】

昨今社会問題となっている様々な形態のハラスメントの中で、特にセクシュアル・ハラスメントは、人間の生きる権利を侵害し、深く傷つける深刻な問題です。

福岡教区に所属する教会（小教区）やカトリック諸施設における日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業が交錯する場において行われます。カトリック教会に関わるすべての構成員は、人間として当然のこととしてお互いに他の者を対等な人格と認め、自由や権利を尊重しあう関係の中で、その活動を行わなければなりません。

まして、カトリック教会の中で聖職者（司教・司祭・助祭）や修道者とその立場を利用して、セクシュアル・ハラスメントを行い人権侵害を犯すことは、絶対にあってはならないことです。しかしながら、カトリック教会においても、あらゆるハラスメント、特にセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が起こりうる可能性があります。もし、実際にカトリック教会の中で、セクシュアル・ハラスメントが発生するならば、福音の根幹に関わる問題であり、カトリック教会にとって非常に重大な問題です。

【権力濫用の問題】

司祭は教会における力関係の中で、信徒に対して大きな力を持った者であることを自覚すべきです。加害者が聖職者や修道者・施設職員であった場合に、被害者がなにも言えない状況があり得ます。そこには権力濫用が生じます。この力関係の中でなされる性的な接触は、決して自由で対等なものではありません。常に抑圧的・搾取的なものになります。こうした権力構造と権力濫用の危険について理解した上で、人権を守るからこそが牧者の使命であるとの自覚を深める必要があります。

【教会の責任】

社会の中で「救いのしるし」であるべき教会には、セクシュアル・ハラスメントによって被害を受けた人を守る重大な責任があります。

【範囲】

本ハラスメント防止基本宣言は、別に定める「宗教法人カトリック福岡教区セクシュアル・ハラスメント防止及び被害者支援に関する規程」（以下「防止規程」という。）と共に、扱う範囲をセクシュアル・ハラスメントに限定しますが、いわゆる「子どもへの性的虐待」が発生した場合、この防止宣言と防止規程により対処します。

また、セクシュアル・ハラスメントの事例が発生した場合、福岡教区の関係する事例は福岡教区が受け付けます。福岡教区は、福岡教区（福岡県、佐賀県、熊本県）内のカトリック関係の学校・諸施設

に対しても、セクシュアル・ハラスメントに関して、それぞれ学校法人、社会福祉法人等、法人・施設として規程等を設けるように指導します。

【カトリック教会法の適用】

カトリック教会においては、活動すべてがカトリック教会法の適用を受けるという原則に従って、福岡教区が定めるセクシュアル・ハラスメント防止対策規程もカトリック教会法の関係規定に従って定められ、運用されます。

II. セクシュアル・ハラスメントに対するカトリック教会の基本姿勢

【自己規律】

福岡教区に関わるすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、自らを厳しく律しながら、教会の活動や各自の業務に従事すべき義務を負っていることを自覚します。

【セクシュアル・ハラスメントの罪責性の認識】

カトリック教会において、聖職者は教会内の身分・地位や影響力を有する者として、信徒やカトリック信徒でない関係者に対して、権限や影響力を濫用し、または職務を逸脱して、他者の人格や権利などを侵害することは決して許されないことを自覚します。

他方で、聖職者は、セクシュアル・ハラスメントの被害者が深刻な苦痛を被るだけでなく、日常生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負うことを認識します。

【発生防止の姿勢】

福岡教区では、セクシュアル・ハラスメントが発生しない環境を作ることを大切にします。そして、すべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、セクシュアル・ハラスメントの徹底的な防止と対策の実施に努めます。

【解決の責任】

不幸にもセクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、福岡教区は速やかに被害者の権利を回復し、関係機関の連携協力により、柔軟かつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組みます。

【自浄機能】

福岡教区は、教会が陥りがちな組織防衛優先や秘密主義から脱却し、しかるべき情報を公開し、第三者機関に事実の確認と対処案の検討を付託し、教区としての客観的判断を下せるようなシステムを導入します。

【相談窓口と調査機関】

被害者からの訴えや相談を受け付ける相談窓口を設けるとともに、事実関係を調査する第三者機関を設置します。

【人権意識の涵養】

福岡教区は、教会全体の中でこれまで以上に、人権に関する意識を涵養することに努めます。社会的に弱い立場におかれた人々に関する福音と教会の教えを基礎にして、人権についての理解を深め、これに関する啓発活動を行うこと、さらに子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス等の問題に取り組み、「予防教育」を推進していきます。

Ⅲ.被害を受けた人のケア（精神科医療、カウンセリング、賠償、司牧的ケア）

【被害の事実、あるいはその訴えや相談があった場合の基本的姿勢】

セクシュアル・ハラスメントは、キリスト信者として福音の要請に対する裏切りであり、決して見過ごすことはできません。福音の立場はあくまで、小さくされた者、寄留の人、抑圧された者の立場を大切にす姿勢ですから、セクシュアル・ハラスメントの被害者の立場側に立って、その苦しみを受け止め、侵害された人権の回復に向けて権利を行使できるように必要な支援を行うことが、教会のとるべき基本姿勢と考えます。

【誠実で開かれた対応】

福岡教区は、セクシュアル・ハラスメント事件の疑いがある場合、まず被害者の立場に立ちます。

また、被害の継続、再発、拡大を防ぐために、セクシュアル・ハラスメントの事実が判明したら、被害者の痛みを思い、真実を見極め、信頼を回復するために誠心誠意、責任をもって対応します。特に、訴えられる聖職者や教会関係の職員は教会にとっていわば身内なので閉鎖的にならないように、事件を隠さずに速やかに対処し、関係者に最大限に開かれた態度を貫きます。

【被害者のプライバシーの保護】

被害者のプライバシーの保護や名誉に充分配慮します。

【謝罪と賠償】

加害者と監督責任者の謝罪はもちろん、賠償についても誠意をもって対応します。

また、被害者がどのような対応を望むかについても真摯に耳を傾けます。

【精神的ケア・心理的ケア】

セクシュアル・ハラスメントの被害者が身体的な傷を負っているかどうかの診断を受けるよう配慮し、適切に処置が講じられるようにします。

また、同時に多大な心的外傷（トラウマ）を受けていると考えられるので、その心的外傷に対しても、ケアをします。被害者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）からの回復を第一に考え、被害者を特定のグループや個人で囲い込まず、専門家による治療、カウンセリング等を通して回復に向けた適切な支援をします。

【司牧的ケア】

被害者とその家族に対しては継続的な癒しが必要であり、福岡教区は、被害者側が必要とする霊的な回復の道を、教会の牧者としてサポートします。

【数年経過した被害の申出への対応】

被害を受けて数年後にセクシュアル・ハラスメントの被害を申し出る人もあるでしょう。その場合、加害者への対応が不可能な場合でも、被害者がどのような対応を望むか、真摯に耳を傾け、可能な支援を追求します。

付記：「宗教法人カトリック福岡司教区ハラスメント防止基本宣言」は、2018年3月23日の宗教法人カトリック福岡司教区・責任役員会において承認され、同日より施行。

付則

- 1 この規則は、2018年5月15日から施行する。